

建設住宅性能評価（戸建住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書三面の竣工予定日時の消費税率を適用し引受、請求
建設住宅性能評価（共同住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日が確定し、消費税率が引受時と異なる場合は別途差額精算(消費税率 2%分)
設計住宅性能評価（共同住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和元年 8 月 1 日以降の引受分は消費税率 10%で引受、請求</u>（※注 3） ・平成 31 年 4 月 1 日~令和元年 7 月 31 日の引受分で、交付日が令和元年 10 月 1 日以降の場合は、別途差額請求(消費税率 2%分)
登録建築物エネルギー消費性能適合判定	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和元年 9 月 1 日以降の引受分は消費税率 10%で引受、請求</u>（※注 3） ・平成 31 年 4 月 1 日~令和元年 8 月 31 日の引受分で、交付日が令和元年 10 月 1 日以降の場合は、別途差額請求(消費税率 2%分)

※注 1：交付日とは、弊社が適合証、評価書等を発行する日です。検査日等ではありません。

※注 2：その他サービスとは、次世代住宅ポイント対象住宅証明書、建築物省エネ法第 30 条又は 36 条認定技術的審査、現金取得者向け新築対象住宅証明書、贈与税の非課税措置に係る証明書 です。

※注 3：受付日から交付日までの期間が長い場合、事前に消費税率 10%を適用させていただきます。但し、交付日が令和元年 9 月 30 日以前となった場合は、別途差額精算させていただきます。ご了承頂きますようお願い致します。

以上